

(人) 新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎)(令和3年7月1日～令和4年2月3日)

300

1/28~2/3:1,387人

累計6,733人

(7月1日以降の累計4,909人)

(2月2日時点)

入院治療等を要する患者1,552人

うち医療機関105人

うち宿泊療養施設192人

うち自宅療養・自宅待機1,255人

死亡37人

退院4,886人

250

259

264

200

150

1/21~1/27:793人

111

1/14~1/20:305人

100

50

0

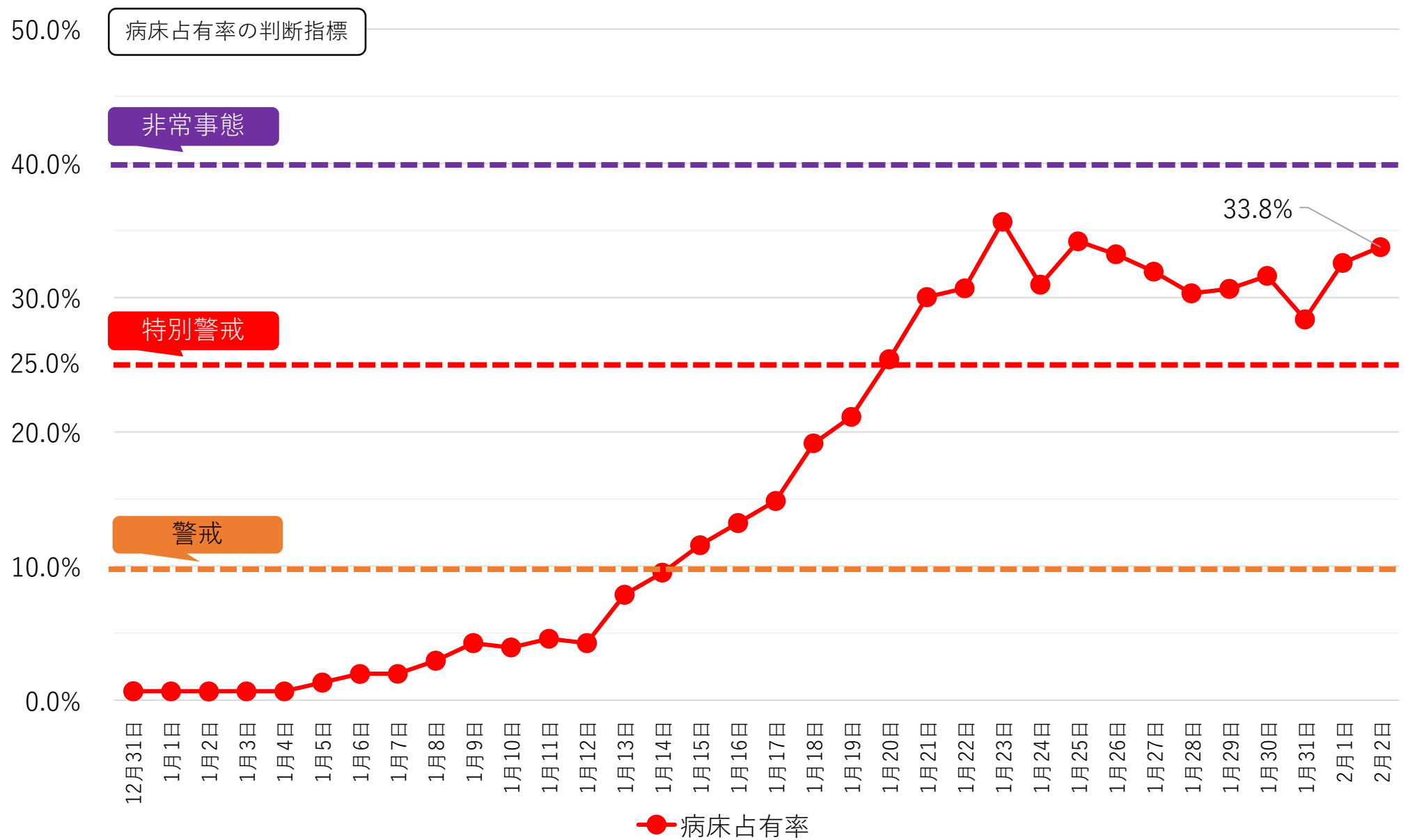
11/13~12/30
患者確認なし

報道発表日

■ リンク無 ■ リンク有



第6波の新型コロナウイルス感染症の病床占有率の推移



全国的なまん延防止等重点措置の適用や県内の感染急拡大により影響を受けた事業者に対し、**本県独自の3つの対策を緊急的に実施**

- 1 「高知家あんしん会食推進の店」に応援金を追加支給
- 2 事業活動に影響を受けた事業者に給付金を支給
- 3 事業規模（従業員数）に応じた雇用の維持に係る給付金を支給

ポイント

- **新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある飲食店の感染防止対策を強化**するため、既に認証を取得している飲食店に対し、**令和4年度の認証継続を前提に応援金10万円を追加で支給**する（新たに今年度内に認証を取得する飲食店に対しては、応援金20万円を支給する）



手続き等の流れについて

○対象事業者

- ① 既に認証を取得している飲食店
- ② 新たに今年度内に認証を取得する飲食店

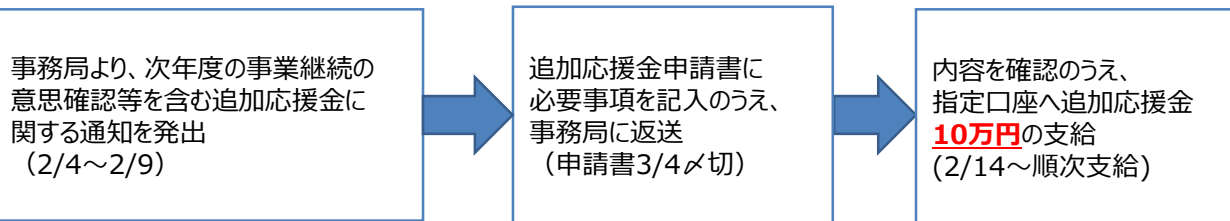
○申請の流れ

- ① 既に認証を取得している飲食店

応援金の活用イメージ

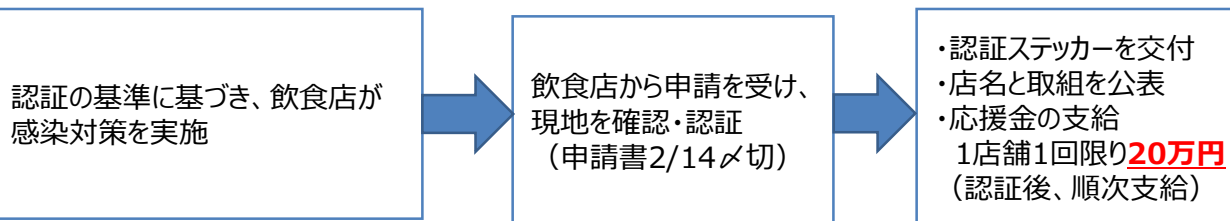
- ・アクリル板の設置、更新
- ・消毒液の設置、補充
- ・CO2センサーの設置、更新 など

***追加支給申請〆切日：R4年3月4日必着**



- ② 新たに今年度内に認証を取得する飲食店

***認証申請〆切日：R4年2月14日必着**



応援金について

- ① **既に認証を取得している飲食店**
(既に応援金を1回支給済み)
・約2,350店舗×100千円 = 235,000千円
- ② **新たに今年度内に認証を取得する飲食店**
(令和3年度中)
・約250店舗×200千円 = 50,000千円
(事務費) 6,000千円
所要額 291,000千円

【令和4年度の新規認証について（予定）】

- ・令和4年度も引き続き、認証制度を実施
- ・令和4年度の新規認証店には、応援金として10万円を支給

ポイント

- ・全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染急拡大に伴い、人流や県外との取引などが大幅に減少したことにより、経済的影響を受けた事業者に対して、県独自の給付金を支給
- ・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の売上減少額を対象に支援

対象者

■ 県内の感染急拡大等により、直接的・間接的な影響を受けた事業者であり、令和4年1月～3月のうち、1か月の売上高が平成31年、令和2年又は令和3年の同期比で▲30%以上減少した事業者

金額

■ 県の給付金と国の支援金（1か月分相当額）を合わせた給付上限額は75万円(上限額は従前の給付金と同じ額)

県給付額: A - B

A : 給付上限額（1日の売上高×0.3×10：最大75万円）と売上減少額とのいずれか低い金額
 B : 国の事業復活支援金支給相当額（1か月分相当額）
 ※個人最大10万円、法人最大50万円

※今後、営業時間短縮要請に伴い、営業時間短縮要請協力金を支給された場合は、給付額から当該協力金相当額を控除する

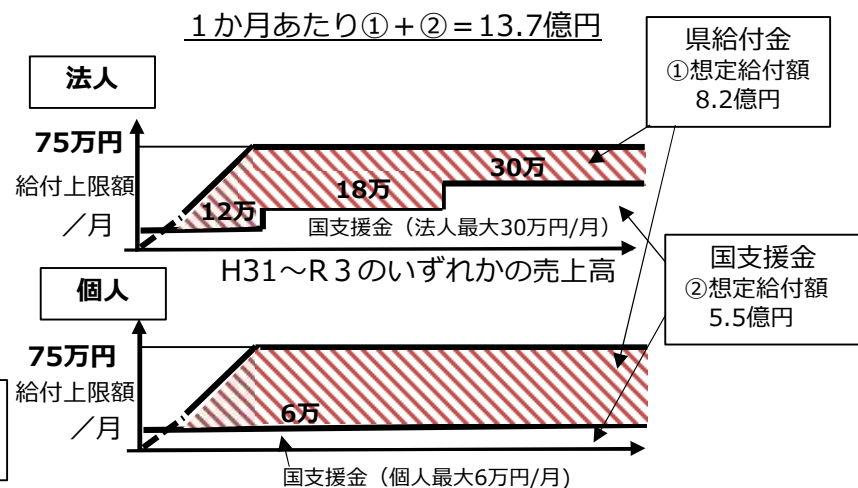
《給付例①》

法人（月売上高600万円、売上減少180万円(30%)）
 (A)60万円 - (B)12万円 = 県給付額48万円

《給付例②》

個人（月売上高300万円、売上減少90万円(30%)）
 (A)30万円 - (B)6万円 = 県給付額24万円

【給付対象イメージ(30%以上50%未満の売上減少の場合)】



事業費等

- 想定事業費 9.1億円（事務費含む）
- 想定事業者数 約3,500事業者
 ※繰越明許費を追加（2月3日専決予定）

<支給スケジュール等(予定)>

- ①申請受付開始：2月下旬
- ②支給開始：3月上旬以降（できるだけ速やかに）
- ③問い合わせ先：経営支援課（088-823-9837）
- ④申請受付終了：5月31日(消印有効)

事業復活支援金の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。以下のポイント1、2を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

給付対象について

ポイント1 **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者が対象となり得る

ポイント2 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月の売上高が**、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して**50%以上**又は**30%以上50%未満減少**した事業者

給付額 = **基準期間の売上高** - **対象月の売上高** × 5

基準期間 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の**いずれかの期間**
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

対象月 **2021年11月～2022年3月のいずれかの月**
(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

ポイント

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、**事業規模（従業者数）と影響度合いに応じた給付金**を支給
- ・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の社会保険料事業主負担分を対象に支援

1. 給付金の概要

(1) 対象者（以下のすべての要件を満たす中小企業者等）

- ①令和3年1月～12月(又は直近1年間)の売上が、平成30年、平成31年又は令和2年のいずれかの同期比**▲15%以上**減少
- ②申請対象月（令和4年1月～3月のいずれか1か月）の売上高合計が平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの同期比**▲30%以上**減少

※新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金を受給している事業者は、同給付金の受給対象月を上記②の申請対象月とすること

(2) 給付金の算定方法

$$\left(\text{社会保険料事業主負担} - \text{既に受給した給付金等} \times 0.8 \right) \times \text{売上高減少幅} (30\% \sim 75\% / 50\%) \times 2/3 (\text{補助率})$$

注1 「既に受給した給付金等」については、「（県）新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」、「（国）事業復活支援金（1か月分相当額）」を算定から控除する

注2 「営業時間短縮要請協力金」が支給される場合は、給付金から控除する

注3 「0.8」については、固定費に占める家賃等の割合（2割）を留保するもの

2. 給付額(1か月)のイメージ

※社会保険料は1人当たり2万円/月で算出
(実際の負担額によって給付額が異なる)

ケース① 従業員規模：400人(社会保険加入対象300人)

中堅企業
▲60%
給付金等
受給なし

社会保険料事業主負担：月額600万円

$$600 \text{万円} \times 60 / 50 \times 2 / 3 = 480 \text{万円}$$

▲75%を上限として減少
幅に応じた影響率を適用

給付額480万円/月

ケース② 従業員規模：150人(社会保険加入対象120人)

中小企業
▲30%
給付金等
50万円受給

社会保険料事業主負担：月額240万円

$$(240 \text{万円} - 50 \text{万円} \times 0.8) \times 30 / 50 \times 2 / 3 = 80 \text{万円}$$

給付金・支援金を受給している場合は8割を控除

給付額80万円/月

3. 予算額等

- 事業費 1.2億円（事務費含む）
- 事業者数 約100事業者（延べ事業者数）
※繰越明許費を追加（2月3日専決予定）

4. 支給スケジュール等（予定）

- ①申請受付開始：3月中旬
- ②支給開始：4月上旬(できるだけ速やかに)
- ③申請受付終了：5月31日(消印有効)